

令和7年度

五島振興局複写サービス契約
(青方庁舎・上五島水産業普及指導センター)

入 札 説 明 書

【 内 訳 】

■ 入札説明書

■ 仕 様 書
■ 様 式

- 1 保守体制に関する調書（様式1-1、1-2）
- 2 機器仕様書（様式2-1、2-2）
- 3 入札書（様式3）
- 4 委任状（様式4）
- 5 委任状（入札保証金納付用）（様式5）
- 6 入札保証金免除申請書（様式6）
- 7 履行証明書（契約保証金免除用）（様式7）

■ 契約条項（案）

〒853-8502
長崎県五島市福江町 7-1
長崎県五島振興局 管理部 総務課 経理班
Tel 0959-72-4253 Fax 0959-74-1822

入 札 説 明 書

1 入札に関する条件及び注意事項

(1) 調達件名及び数量

複写サービス契約（複合機の使用賃貸借及び機器の保守点検業務並びに消耗品供給の複合契約）

カラー複合機（2台）

- | | | | | |
|---|-----------|------------|-----------------|----|
| ① | 毎分40枚/機以上 | モノクロ（予定枚数 | 24,000枚/1台あたり） | 1台 |
| | 毎分40枚/機以上 | 2色印刷（予定枚数 | 2,400枚/1台あたり） | |
| | 毎分40枚/機以上 | フルカラー（予定枚数 | 24,000枚/1台あたり） | |
| ② | 毎分40枚/機以上 | モノクロ（予定枚数 | 108,000枚/1台あたり） | 1台 |
| | 毎分40枚/機以上 | 2色印刷（予定枚数 | 10,800枚/1台あたり） | |
| | 毎分40枚/機以上 | フルカラー（予定枚数 | 36,000枚/1台あたり） | |

(2) 調達案件の仕様等

仕様書 1～2 及び仕様共通事項による。

(3) 契約期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで

(4) 機器の設置場所

長崎県五島振興局青方庁舎（南松浦郡新上五島青方郷1554-3）

長崎県上五島水産業普及指導センター（南松浦郡新上五島町青方郷1585-1新上五島町役場内）

(5) 競争入札の参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- ② 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号。以下「告示」という。）に定める資格を有する者で、営業品目が告示の品目区分表の「機械器具類」又は「リース・レンタル」のうち、品目が「OA 機器類及び関連消耗品」又は「OA 機器類」のいずれかであること。
- ④ ③の資格登録時本社又は支社（支店・営業所等含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。
- ⑤ この公告の日から 1 の（7）に掲げる入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ⑥ この公告の日から 1 の（7）に掲げる入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ⑦ 複合機が故障・障害が発生し、通報等による認知後、できる限り迅速に修理に着手出来る者。

(6) 入札参加条件

次の条件をすべて満たしている者であること。

- ① 当該調達案件について、仕様書の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。
- ② 当該調達案件について、設置しようとする機器の「保守体制に関する調書」及び「機器仕様書」等を令和 7 年 8 月 19 日（火）午後 5 時までに 2 の部局等に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

【注意事項】

- この入札に参加を希望する者は、設置しようとする機器類に関して、次に掲げる書類を令和7年8月19日(火)午後5時までに2に掲げる部局等に提出して審査を受けなければなりません。なお、書類に不備がある場合は受け付けずに返却するものとします。また、受け付けた書類は返却しないものとします。

＜提出する書類＞

- (ア) 保守体制に関する調書(様式1-1、1-2)・・・※保守業務が確実に行われるか確認するため
- (イ) 機器仕様書(様式2-1、2-2)・・・※設置する機器が仕様書を満たしているか確認するため
- (ウ) 機器のカタログ等・・・※機器仕様書に記載された項目を確認するため
- (エ) 1の(5)の③にかかる資格審査結果通知書の写し・・・※入札参加資格を確認するためすべて1部ずつ提出してください。
- 機器仕様書に記載した仕様項目は、カタログ等の該当箇所を蛍光マーカー等でマークするか○囲みする等、わかりやすく表示してください。
- 審査結果については、令和7年8月21日(木)までにFAXで通知します。
- 提出期限までに関係書類を提出しない者は、入札に参加することができません。
- 要求する仕様を満たさないで入札を行った場合は、1の(12)の④に掲げる無効入札に該当するものとします。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

(日時) 令和7年8月26日(火) 午前10時00分
(場所) 長崎県五島振興局 4階C会議室

(8) 入札の方法等

- ① 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- ② モノクロ、2色印刷、フルカラーそれぞれの1枚あたりの単価が、県が定めた予定価格の範囲内で入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格(各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札決定とする。ただし、本複写サービス契約は単価のみの契約とする。
なお、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、当該消費税相当額は、当該代金請求のときに加算すること。(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる)
- ③ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに決定しない場合は、最低入札価格を入札した者と見積の協議を行う場合もある。
- ④ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- ⑤ 電送及び郵送による入札は認めない。
- ⑥ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。
- ⑦ 入札金額(首標金額)は訂正することができないこと。
- ⑧ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができないこと。

【注意事項】

- 当該契約は、単価契約とし、基本料金を設けずモノクロ、2色印刷及びフルカラーそれぞれ一律1枚あたりの単価とします。
- 入札者は、入札開始時刻(午前10時00分)までに4階C会議室に入室してください。
- 入札書は封筒に入れ、封筒に「会社名」「入札件名」を記入し提出してください。
- 入札書は別添様式3、委任状は別添様式4を使用してください。
- 入札書に記載する単価は、小数点第2位までとってください。なお、1円未満の端数がない場合でも必ず小数点以下第2位まで記載してください。

(記載例)

	単価(円)	2 台の予定枚数	入札総価格(円)
モノクロ	9.99	165,600 枚 (1,380 枚×60 月×2 台)	1,654,344
2 色印刷	19.00	16,560 枚 (138 枚×60 月×2 台)	314,640
フルカラー	99.00	936,000 枚 (7,800 枚×60 月×2 台)	92,664,000

- 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印してください。
- 誤算、違算、記載間違いがないよう十分注意してください。
- 入札書の宛名は、「長崎県五島振興局長 入口 健治」宛としてください。
- 第 1 回目の開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度、再々度の入札を行います。
この間 4 階 C 会議室からの退室及び本社等との協議はできませんので注意してください。なお、第 3 回目の開札でも落札者が決定しない場合は、最低入札価格を入札した者と見積協議を行う場合もあります。
- 2 回目以降を辞退する場合でも入札終了まで退室できません。

(9) 最低制限価格は設定しない。

(10) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

ア 入札保証金等は、入札日までに提出すること。

イ 見積もった契約希望単価に予定枚数(60 月分)を乗じて得た額(消費税及び地方消費税を含む)の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の 100 分の 5 以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、その内容を証明するもの(2 件以上)を提出する場合

ウ 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- 入札保証金及び入札保証金の免除にかかる書類は、提出時に内容を確認しますので、入札書とは同封しないでください。
- 入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の 5%となります。
- 令和 7 年 8 月 25 日午後 3 時までに入札保証金を現金納付する場合は、銀行にて納付をお願いします。この場合、払込書を作成し入札参加者に交付しますので、事前に 2 に掲げる部局に納付金額を連絡してください。なお、銀行にて払込完了後に銀行の領収印が押印された領収書の写しを 2 に掲げる部局に提出してください。
- 令和 7 年 8 月 25 日午後 3 時以降に入札保証金を納付する場合は、令和 7 年 8 月 26 日(火)入札執行日当日に、2 に掲げる部局の窓口へ直接、現金及び印鑑を持参してください。なお、代表者本人以外の代理人が持参する場合は、入札保証金納付用の委任状(別添様式 5)及び委任状に押印した代理人の印鑑を持参してください。
- 入札保証金納付の免除を受けたい場合は、別添様式 6 により免除申請書を作成し、必要書類を添えて 2 に掲げる部局へ提出してください。なお、内容を確認する必要がありますので、できる限り早めの提出をお願いします。
- 入札保証保険による場合、入札保証保険期間の終期は、入札日から起算して 7 日目(令和 7 年 9 月 1 日)としてください。また、番号ごとにそれぞれ保険に加入してください。
- 入札保証金の免除にかかる上記イの(イ)の書類は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 8 月 25 日までに締結した契約書の写しとします。

■落札しなかった場合、納付された入札保証金は還付します。（銀行で納付した場合は、還付に数日を要します。）

②契約保証金（※落札した者のみ）

ア 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

イ 契約単価に予定枚数（60 月分）を乗じて得た額（消費税及び地方消費税を含む。以下「契約金額」という。）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

（ア）県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

（イ）入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出する場合

ウ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

■契約保証金納付の免除を受けたい場合は、別添様式 6 の「入札」の文言を「契約」に置き換えて免除申請書を作成し、必要書類を添えて 2 に掲げる部局へ提出してください。

■契約保証金の免除にかかる上記イの（イ）の書類は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 8 月 25 日までに履行完了した契約にかかる契約書の写し及び履行証明書（別添様式 7）とします。

(11) 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る）の提出が必要である。

(12) 入札の無効

次の各号に該当する場合は、無効入札とする。なお、次の①から⑦までに掲げる規定に該当して無効となる入札を行った者は、再度の入札に加わることはできない。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札をしたとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑦ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑧ 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ⑨ 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。
- ⑩ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- ⑪ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑫ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑬ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- ⑭ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(13) 落札者の決定方法

- ① 長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 97 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、

落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- ③ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- ④ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(14) 契約書の作成等

- ① 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- ② この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として付属書四掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- ③ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

2 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（名称）長崎県五島振興局 管理部 総務課 経理班
（住所）〒853-8502 五島市福江町 7-1
（電話）0959-72-4253 （FAX）0959-74-1822